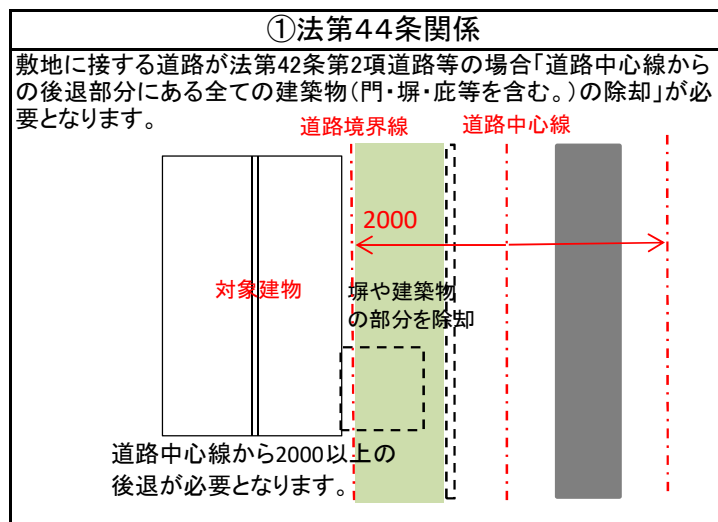


次の①から⑥すべての要件を満たすことが必要です。



※角地の場合、東京都建築安全条例の隅切りの規定を満たす必要があります。

道路中心線が明らかでない場合、当該事業の手続きに加え、区へ道路中心線の調査依頼が別途必要となる場合があります。

- ②法第43条(敷地と道路との関係)について、違反の無いものとする。
- ③法第61条(防火地域内の建築物)の規定について、違反の無いものとする。
- ④共同住宅・長屋の場合、避難上違反のあるものは是正に努めること。  
※窓先空地、主要な出入り口からの幅員 等、集団規定を守れている必要があります。
- ⑤今回の工事で新たに法の違反が発生しないもの
- ⑥その他(敷地の越境、北区のロフトの基準等)違反の無いものとする。

※耐震工事とあわせてこれらの違反を解消した場合も、要件を満たしたことになります。なお、これらの要件にあわせても適法となるわけではありません。所有者は常に適法となるよう努めて下さい。

東京都北区役所 第一庁舎 4番窓口  
まちづくり部建築課構造・耐震化促進係

TEL: 03(3908)1240